

不登校支援をめぐる「校内適応指導教室」が果たす機能

—文献・行政資料による検討—

浜松学院大学 江 角 周 子

本研究の目的は、不登校児童生徒への支援をめぐる校内適応指導教室が果たしうる機能について展望することであった。先行研究や行政資料を分析対象として検討を行った結果、校内適応指導教室は、校外適応指導教室における地域間格差などの課題の解消に寄与する可能性、また、不登校及び不登校傾向を示す児童生徒が学校による支援を受ける機会の保障を学校の努力に任せるのではなく、教育委員会等が援助して実現を図る点に別室登校との違いがあることが示唆された。これらの結果から、①地域における不登校支援キャパシティの拡大、②児童生徒と学校とのつながりの維持、③教師の負担軽減を図りながら援助機能を高めるという校内適応指導教室の3つの機能が導き出された。そして最後に、今後の課題として、校内適応指導教室の実践を行う自治体・学校への調査の必要性を指摘した。

キーワード：不登校、教育支援センター、適応指導教室、校内適応指導教室、別室登校

I. はじめに

平成10年度以降、13万人程度の高水準で推移していた義務教育段階における不登校児童生徒数は、平成30年度に初めて16万人を突破し、令和元年度には18万人へと増加し（文部科学省、2020）、増加に歯止めがかからない状況となっている。さらに、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つに分類される長期欠席の理由の曖昧さから、不登校だけでなく長期欠席全体に注目する必要があるという見方がある（例えば、国立教育政策研究所、2012；保坂、2016）。加えて、欠席日数が30日に満たないものの不登校に近い状態を示す児童生徒（遅刻早退を繰り返していたり、別室登校を行っていたりする児童生徒等）の存在もある。こうした点を踏まえると、不登校児童生徒数として示される以上に、学校で学ぶことに関して困難や課題を有する児童生徒が多いことが推察される。

このような状況下で、不登校児童生徒への支援において重要な役割を果たすことが求められているのが教育支援センター（通称・以下、適応指導教室）である。具体的には、「義務教育の段階における普通教育

に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）第7条に基づき文部科学省（2017a）が策定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、基本指針）において、適応指導教室は不登校児童生徒の支援の中核となることが求められており、設置促進や機能強化の推進が掲げられている。文部科学省（2015, 2019a）による適応指導教室の実態調査によれば、平成27年度時点では約60%（設置自治体数1,089）であった適応指導教室設置自治体割合が、平成29年度には約63%（設置自治体数1,142）となっており、僅かではあるが増加傾向にある。基本指針を受け、実際に適応指導教室の整備が進められていることがうかがえる。

適応指導教室は多くの場合、学校以外の場に設置されるが、学校の中に設置する動きもみられる（以下、学校内に設置された適応指導教室を「校内適応指導教室」とする）。校内適応指導教室数が自治体により公表されている千葉県、広島県、浜松市を例に設置状況を見ていく。千葉県においては平成29年度の段階で、県内公立小・中学校125校（小学校2校（0.3%）、中

学校123校(52.8%)^{注1)}において、校内適応指導教室として「不登校児童生徒支援教室」が開設され、不登校加配教員が支援にあたっている(千葉県教育委員会, 2018)。広島県においては平成31年度から校内適応指導教室設置が開始され、令和3年度の段階で小学校6校(1.3%)、中学校14校(6.0%)、義務教育学校1校(20.0%)に校内適応指導教室として「不登校スペシャルサポートルーム」が開設されている(広島県教育委員会, 2021)。浜松市においては平成27年度に初めて中学校1校に校内適応指導教室が設置され、平成31年の段階で市内公立小・中学校15校(小学校3校(3.1%)、中学校12校(24.0%))(浜松市教育委員会, 2019)、令和3年度の段階では小中学校合計で21校(小学校4校(4.1%)、中学校17校(34.7%))(浜松市, 2021)に設置されている。このように自治体規模で校内適応指導教室設置による不登校等児童生徒への支援が広がりつつある。

このように校内適応指導教室は全国の様々な地域に設置されており、諸戸・瀬戸(2015)など実践報告はいくつか見られるものの、校内適応指導教室が設置されることによって可能となる支援とは何かといった点について検討がなされていない。例えば、小野(2017a)は行動論の立場から、不登校児童生徒への再登校支援は子どもの嫌なところへ戻ることを目標とするため、支援そのものの設定が難しいことを指摘する。このように考えると、不登校児童生徒の回避対象である学校に適応指導教室が設置される場合と学校外に設置される場合とでは、果たす機能が異なる可能性が考えられる。しかし、適応指導教室に関する先行研究において、校外に設置される場合と校内に設置される場合における機能や支援のあり方の違いが検討されてはいない。また、従来より各学校で随時行われてきている別室登校とどのように異なるのかという点も明らかになっていない。

そこで本研究は、先行研究や実践報告、文部科学省等の行政資料を分析対象とし、不登校児童生徒への支援をめぐる「校内適応指導教室」が果たしうる機能について展望する。具体的には、校外に設置される適応指導教室(以下、校外適応指導教室)や別室登校と、校内適応指導教室との差異に注目しながら検討する。

II. 本論

1. 校内適応指導教室設置で解消されうる問題

校内適応指導教室が設置されることにより、既存のどのような問題が解消されうるかを検討していく。はじめに適応指導教室全体に求められる機能と課題を検討する。次に校内適応指導教室がどのような機能を果たしうるのかを検討する。なお、文部科学省(2015)における適応指導教室の実態調査によれば、9割以上の適応指導教室が学校とは物理的に離れた場所に独立して設置されている。したがって、ここで検討する適応指導教室の機能と課題は、校外適応指導教室に関するものと考えてよいだろう^{注2)}。

(1) 適応指導教室の機能と課題

1) 適応指導教室の担う機能とその変化

適応指導教室に求められる機能は、施策開始当初に比べ幅広いものとなっている。

2019年5月時点における文部科学省(2019a)による適応指導教室の定義は「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。」である。この時点では、適応指導教室は学校復帰を支援目標とする施設として位置づけられていたと理解できる。

しかし、文部科学省が学校復帰を適応指導教室の支援目標としていた頃から、現場では文部科学省における位置づけとは異なる支援が実施されていたことがわかっている。例えば、樋口(2013)は、全国の適応指導教室を対象とした調査により、適応指導教室の支援が、支援目標により「学校復帰」、「心の居場所」、「心の居場所から学校復帰」、「心の居場所から進学就職」の4つに分類されることを明らかにした。なお、心の居場所とは、「児童生徒にとって自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所」と定義される(学校不適応対策調査研究協力者会議, 1992)。樋口(2013)を基に4類型の違いを具体的に説明すると、「学校復帰」は、受け入れ当初から学校復帰に直接的につながる支援を行う立場、「心の居場所」は、

受け入れ当初から適応指導教室が子どもにとっての心の居場所となるような支援を行う立場、「心の居場所から学校復帰」は、支援の最終目標は学校復帰であるが、受け入れ当初は心の居場所となるよう支援する立場、「心の居場所から進学就職」は、支援の最終目標は原籍校への復帰ではなく進学や就職であり、受け入れ当初は心の居場所となるよう支援する立場である。樋口(2013)の調査によれば、支援の目標は、「学校復帰」が全体の約9%、「心の居場所」が約52%、「心の居場所から学校復帰」が約27%、「心の居場所から進学就職」が約4%であることから、樋口(2013)は、適応指導教室における支援が、施策開始当初の文部科学省(文部省)の意図とは異なる方向に進められていることを指摘する。

教育機会確保法成立後に現場の実態に合わせる形で、適応指導教室の方針転換が図られ、適応指導教室に求められる機能に変化してきている。適応指導教室の新しい定義が文部科学省により提示されたわけではないが、2019年10月に文部科学省(2019b)により出された「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(以下、2019年通知)において「教育センター整備指針(試案)」が示され、各自治体において地域の実情に応じた指針作成と必要な施策実施が求められている。文部科学省としての方針転換の具体的内容は2019年通知の学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席の取り扱いの要件に見ることができる。2019年通知以前は学外施設利用を出席扱いとする場合の基準の1つに、「当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合」(文部科学省, 2016)と定められていたが、2019年通知では基準が変更され「当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合」となった。さらに、基本指針においては適応指導教室の機能強化が掲げられており、具体例として、通所希望者への支援だけでなく、通所を希望しない児童生徒への訪問支援の実施が挙げられている。

適応指導教室在籍児童生徒の傾向に関する調査結果(文部科学省, 2015)から、人間関係によるタイプ、学校に行きたくても行けないタイプ(不安など情緒混乱/家庭環境など)、学校に行きたくないタイプ(無気力/学業不振)の不登校児童生徒を5割以上の適応指導教室で受け入れていることが明らかになっており、適応指導教室では、明確な学校復帰の意思がない者をも支援対象とする実態が以前からあったことが分かる。これは、本人あるいは保護者による明確な学校復帰の意思表明をベースに支援が行われる、小野(2017b)による包括的支援アプローチやMaeda & Heyne(2019)の早期教室登校支援といった専門家による不登校児童生徒への支援とは異なる特徴である。このように以前から、適応指導教室では多様な児童生徒を受け入れていたが、基本指針以降は適応指導教室による支援を受けることについて意思表明のない者をも対象とすることが求められていると考えられる。

したがって、適応指導教室には、①社会的自立に向けた支援、つまり学校教育に代替するオルタナティブ教育の提供、②希望する者への学校復帰に向けた支援、③未支援状態の不登校児童生徒へのアウトリーチの3種類の支援実施が求められるようになったといえよう。

2) 適応指導教室に関する限界と課題

このように、複数種類の支援実施が求められている適応指導教室であるが、課題や限界として以下3点が考えられる。

第1に、地域により利用可能性に差がある点である。2011年時点における全国の適応指導教室と民間団体・民間施設等(通称・以下/フリースクール)の設置状況について調査を行った本山(2011)によれば、適応指導教室はフリースクールと比較すると地域間格差は小さいものの、市区では設置率が9割近くであるのに対し、町村では2割程度であることから、学校以外の選択肢がない地域もあることが浮き彫りとなっている(表1)。ただし、近年設置が増進されていること(文部科学省, 2019a)から、地域間格差は小さくなっている可能性はある。しかし、地域内の居住地域により選択肢に入れられる可能性に差が生じている可能性、つまり地域内格差の問題も考えられる。平成の市町村合併により自治体が広域化したことを考慮すると、自治体に適応指導教室が設置されている場合で

表1 市区町村ごとの適応指導教室およびフリースクールの設置状況

| | | 両方設置 | 適応指導教室のみ設置 | フリースクールのみ設置 | いずれも設置なし | 合計 |
|----------------|--------|-------|------------|-------------|----------|--------|
| 市区 (政令指定都市を含む) | 実数 | 195 | 529 | 14 | 71 | 809 |
| | 割合 (%) | 24.10 | 65.39 | 1.73 | 8.78 | 100.00 |
| 町村 | 実数 | 6 | 216 | 13 | 701 | 936 |
| | 割合 (%) | 0.64 | 23.08 | 1.39 | 74.89 | 100.00 |
| 合計 (全国) | 実数 | 201 | 745 | 27 | 772 | 1745 |
| | 割合 (%) | 11.52 | 42.69 | 1.55 | 44.24 | 100.00 |

(本山 (2011) を基に筆者作成)

表2 学校外の「教育支援センター (適応指導教室)」で相談・指導等を受けた児童生徒数・割合の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | 16,113 | 16,630 | 17,108 | 19,754 | 21,695 |
| 割合 (%) | 12.79 | 12.44 | 11.88 | 12.01 | 11.97 |

(文部科学省 (2017b, 2018a, 2018b, 2019c, 2020) を基に筆者作成)

も、適応指導教室と自宅の距離が遠く、利用することが難しい者が存在する可能性が考えられる。このことは、不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 (2021) が不登校経験のある児童生徒を対象に行った調査において、回答者の約2割 (小学校20.7%, 中学校21.5%) が適応指導教室等の公的な支援機関を利用できる環境にないと回答していることから裏づけられる。

第2に、校外適応指導教室で支援可能な人数には限りがある点である。文部科学省の公表する相談・指導等を受けた学校内外の機関等のデータのうち、「学校外」の「教育支援センター (適応指導教室)」の数値の推移を見ると、平成27年度から令和元年度の5年度間において、不登校児童生徒のうち校外適応指導教室で支援を受けた人の割合は概ね12%となっている (表2)。したがって、校外適応指導教室で支援可能な範囲には限界があることがうかがえる。

第3に、単一の適応指導教室で支援対象とできる不登校児童生徒のタイプに限界がある点である。樋口 (2018) は、4種類の適応指導教室いずれにおいても、脱学校的な (反社会的行動を示す) 子どもは結果的に受け入れ対象外となっており排除の構造があること、また、類型ごとに対象にできる不登校児童生徒が異なることを指摘する。つまり、利用可能な範囲に適応指導教室があり、定員に空きがあった場合でも、当該教

室の重視する支援目標によっては、利用できない可能性がでてくるということである。不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 (2021) の調査では、回答者の約2~3割 (小学校22.8%, 中学校33.8%) が適応指導教室等の公的な支援機関を利用できる環境だが利用していないと回答している。利用希望の有無が尋ねられていない点に留意する必要があるが、樋口 (2018) の指摘を踏まえると、この2~3割の中に適応指導教室の提供する支援と自らのニーズが適合しないために利用できない者が一定数存在すると考えられる。

先述の通り、基本指針により適応指導教室は現在、オルタナティブ教育を提供する場、学校復帰のための支援、アウトリーチの3つの機能が求められているが、これら方向性の異なる3つの支援を実現するためには、1つの適応指導教室で3つの機能を果たす仕組みをつくるか、自治体に適応指導教室を複数設置するといった対策を取らなければならないだろう。

(2) 適応指導教室の課題解決策としての校内適応指導教室の設置

適応指導教室における限界と課題の解決に貢献する可能性があるのが校内適応指導教室の設置である。

1) 地域内格差問題と校内適応指導教室設置

既述の通り自治体の広域化に伴い、自治体に校外適応指導教室が設置されている場合でも、居住地域に

よっては物理的距離の遠さから利用困難な者がいることが推察される。その点、学校の中に設置される場合には、より多くの不登校児童生徒が支援を受けられる可能性が高くなる。

事例として、平成29年度から市内の各公立中学校に校内適応指導教室を設置している福岡市（高木、2021）を見ていく。面積が343.4 km²である福岡市には、中学生が利用可能な校外適応指導教室は2教室のみであり（福岡市教育委員会、2016）、利用したくても物理的距離が遠く利用できない者が出る状況が容易に想像できる。したがって、各公立中学校への校内適応指導教室設置によって適応指導教室の第1の課題の解消につながる可能性がある。

2) 校外適応指導教室の支援可能人数の限界と校内適応指導教室設置

引き続き福岡市を事例として見ていく。福岡市の中学生が利用可能な校外適応指導教室2教室の定員の合計は60名である（福岡市子ども総合相談センターえがお館、2021）が、令和元年度の福岡市の中学生における不登校生徒数は1,634名である（文部科学省、2020）。したがって、校外適応指導教室2教室のみの場合、物理的距離の遠さのほか、定員超過のため利用できない者が出るという状況が生じることが推測される。つまり、校内適応指導教室設置は、物理的距離の問題に加え、より多くの不登校生徒に支援を行き届かせることを目的として行われている可能性がある。

3) 多様な不登校児童生徒への支援提供の問題と校内適応指導教室

校内適応指導教室において提供される支援とはどのようなものかを明らかにするため、支援対象者、支援内容に焦点を当て、検討していく。

まず、校外／校内適応指導教室において支援対象となる者に違いが見られる。例えば浜松市（2015）によれば、不登校支援事業の目的は「不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立の支援を目指し学校に登校できない子どもに対応する適応指導教室と、学校に登校はするが教室に入れない子どもに対応する校内適応指導教室を両輪として、一人一人のニーズに応じた支援を行う」ことが示されている。また、千葉県子どもと親のサポートセンター（2018）によれば、不登校加配教員を配置して行う「不登校児童生徒支援教室」での支援は、不登校児童生徒だけでなく不登校傾向にある児童

生徒も対象であることが示されている。広島県（広島県教育委員会、2021）や福岡市（福岡市登校支援対策会議、2020）においても支援対象が浜松市や千葉県と同様であることがうかがえる。したがって、校外適応指導教室では学校を回避している状態の不登校児童生徒を、校内適応指導教室では学校に接近可能な状態の不登校児童生徒及び不登校傾向の児童生徒を支援対象とするという支援対象のすみ分けが想定されていることがうかがえる。

では、校内適応指導教室において提供される支援とはどのようなものだろうか。例えば、浜松市（2015）によれば、校内適応指導教室設置は①校内での不適応支援、②校外適応指導教室から学校復帰するための受け皿の役割を果たすこととされている。加えて、諸戸・瀬戸（2015）の中学校における校内適応指導教室の実践報告においては、校内適応指導教室は、自分の教室で過ごすことができない生徒に対し、集団生活に適応できるように援助する場所として設置されたことが報告されている。したがって、校内適応指導教室においては、不登校傾向の児童生徒への不登校予防のための支援、不登校状態の児童生徒への教室復帰のための支援という2種類の支援提供がなされるものと捉えることができる。

学校心理学における3つの援助サービス（石隈、1999）の枠組みに当てはめて考えると、校外適応指導教室は三次的援助サービスを提供する場であるのに対し、校内適応指導教室は三次的援助サービスだけでなく二次的援助サービスをも提供する場であると考えられる。具体的には、校内適応指導教室における不登校傾向の児童生徒が不登校状態に陥ることを予防する支援は二次的援助サービス、すでに不登校状態となっている児童生徒が教室復帰するための支援は三次的援助サービスにあたる。

したがって、地域に校外／校内適応指導教室が併設される場合、様々な状態の不登校及び不登校傾向児童生徒（以下、不登校等児童生徒）に対する支援が可能となる。つまり、校外／校内適応指導教室の併設によって、適応指導教室の第3の課題の解消につながる可能性がある。

2. 従来の「別室登校」との違い

先述の、校外／校内適応指導教室併設による支援対

象のすみ分けとそれによる多様な不登校等児童生徒への支援は、校内適応指導教室がなければできないというものではない。従来より、別室登校として学校に接近可能な状態の不登校等児童生徒への支援が行われてきている。なお別室登校とは、「不登校傾向の児童生徒が学校に登校している間、定められた通常の教育活動とは離れて、常時もしくは特定の時間帯に相談室や保健室などの校内の別室（や他の場所）で、個別もしくは小集団で活動している状態」である（京都府教育委員会，2011）。

別室には、①家庭滞在や適応指導教室通所の状態から教室復帰するため、②教室に登校していたが欠席がちになった時に不登校状態とならないための一時避難的な居場所の役割があるとされる（京都府教育委員会，2012）。これら2つの役割は先述の校内適応指導教室の2つの支援内容と一致する。したがって、支援対象のすみ分けとそれによる多様な不登校等児童生徒への支援という点では校内適応指導教室と別室の果たす機能に大きな差はないと考えられる。では、校内適応指導教室と別室の違いはどこにあるのであろうか。

校内適応指導教室と別室の違いとしては次の2点が考えられる。第1に、教室専属のスタッフが配置されるかどうかという点である。校内適応指導教室の場合には教室専属の職員が配置される（例えば、千葉県や広島県においては校内適応指導教室のために不登校加配教員が配置され、浜松市においては教室運営の補助として専属の指導員が配置されている）のに対し、別室の場合は学級担任、養護教諭、教育相談担当といった教員が中心となって運営を行うことが多い（例えば、京都府教育委員会，2011）。第2の違いとして、専用の場所が用意されるかどうかという点である。別室登校の場合にも、特定の場所を別室登校のための専用の部屋として活用する場合もあるが、保健室等の他の目的のために用意された部屋を一時的にあるいは一部を使用して支援が行われることも多い（例えば、京都府教育委員会，2011）。それに対して校内適応指導教室は、例えば、千葉県の「不登校児童生徒支援教室」、広島県の「スペシャルサポートルーム」のように校内適応指導教室の専用スペースが用意される。

すなわち、校内適応指導教室の設置は、学校内の専用の教室における専属スタッフを中心とした学校による手厚い支援を受ける機会を不登校等児童生徒に保障

する取り組みと考えられる。別室登校との違いは、そうした機会保障の実現を学校の努力に任せるのではなく、自治体の首長部局や教育委員会が援助する点にあるといえよう。

さらに、別室登校に関する先行研究において別室担当者の負担の大きさが明らかになっていることから、校内適応指導教室設置には、支援者側の負担軽減という利点もあると考えられる。例えば、京都府教育委員会（2011）によれば、小中学校いずれにおいても別室登校児童生徒への指導に関する負担感が強いことが示されている。また、伊藤（2003）の保健室登校に関する調査より、保健室登校の人数が多いほど養護教諭の保健室登校をめぐる多忙感が強いことが示された。この多忙感には、「対応に時間が取られ、ほかの事務的な仕事にさしつかえる」「手が足りないので、養護教諭をもう一人増やして欲しい」「手が取られて、ほかの子どもに十分な対応ができない」といった内容が含まれる。したがって、専属スタッフにより運営される校内適応指導教室設置には、教員の負担軽減を図りながら学校に接近可能な不登校等児童生徒への校内での手厚い支援を行うことが目指されていることが推測される。

Ⅲ. まとめ

本研究の目的は、先行研究や行政資料を分析対象とし、不登校児童生徒への支援をめぐる校内適応指導教室が果たしうる機能とは何かについて展望することであった。そのために、校外適応指導教室と別室登校との差異に着目し、検討してきた。ここではまとめとして、不登校支援をめぐる校内適応指導教室の位置づけを整理し、どのような機能を果たしうるのかについて考察し、今後検討されるべき課題を述べる。

1. 校内適応指導教室が果たす機能

本論における検討から、校内適応指導教室は以下3点の機能を果たしうると考えられる。

第1の機能は、地域における不登校支援キャパシティの拡大である。校外適応指導教室には、地域により利用可能性に差があること、支援可能な人数に限りがあるという課題が挙げられるが、生活圏内である学校に校内適応指導教室が設置されることにより、居住地にかかわらず支援を受ける場所として選択肢に入

れることが可能となり、また、校外適応指導教室に加え校内適応指導教室が設置されることにより、適応指導教室という場を通じた支援をより多くの不登校児童生徒に提供可能となる。

ただし、単に校内適応指導教室を設置すれば地域の不登校支援キャパシティが拡大されるわけではないと考えられる。まず、不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議（2021）の調査において、最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけとして「先生のこと」「友達のこと」といった学校内の人間関係に関する項目が他の項目に比べ高い割合となっていること、また、学校を休んでいる間の気持ちに関する設問のうち「早く学校に戻りたかった」に「あてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した割合が合計で約6割（小学校71.0%、中学校66.5%）であることに留意する必要がある。小野（2017a）の言葉を借りれば、不登校等児童生徒の嫌なところである学校内に設置されることにより、校内適応指導教室における支援の設定が難しくなる事例、すなわち利用において児童生徒に大きな負担がかかる事例や利用への抵抗が強い事例が少なからず存在するといえる。

また、校外適応指導教室に視点を移した場合にも、樋口（2018）が指摘するように単一の校外適応指導教室で支援対象とできる不登校のタイプには限界がある。すなわち、利用可能な範囲に校外適応指導教室があった場合でも、当該教室の提供する支援と不登校等児童生徒のニーズが適合しない場合には利用できない事態が生じる。文部科学省が設置促進や機能強化の推進を掲げ、実際に整備が進められているにもかかわらず、不登校児童生徒のうち適応指導教室で支援を受けた人の割合が大幅に増加せず概ね12%で推移していること（表2）、不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議（2021）において約2～3割の回答者が適応指導教室等の公的な支援機関を利用できる環境だが利用していないと回答していることから、このような状態にある不登校児童生徒が少なからず存在することが推察される。

こうした校外／校内適応指導教室それぞれの限界を踏まえ、校外／校内適応指導教室が併設され、校外適応指導教室では学校を回避している状態の不登校等児童生徒を、校内適応指導教室では学校に接近可能な状態の不登校等児童生徒を支援対象とするすみ分け

が実施されることにより多様な対象に支援提供が可能となると考えられる。さらに、校外適応指導教室での支援を通じて学校へ接近可能な状態となった不登校等児童生徒を校内適応指導教室での支援につなぐといった校外／校内適応指導教室間の連携がなされる場合には、未支援状態の不登校等児童生徒へのアウトリーチ支援に校外適応指導教室のリソースをより多く充てることが可能となり、より一層多様な対象に支援提供が可能となるだろう。

また、不登校予防のための支援と、教室復帰のための支援という2種類の支援提供が期待されている校内適応指導教室単独での不登校支援キャパシティを最大化するためには、状態像の異なる不登校等児童生徒に対してそれぞれのニーズに合った支援提供を可能にする仕組みづくりが必要となる。例えば、諸戸・瀬戸（2015）の実践においては、生徒のニーズに応じ、中学校のカウンセリング室の横に校内適応指導教室として、①一人で過ごしたり、個別の学習を行ったりする「個別・小集団の部屋」、②情緒の安定が必要な状態に利用できる「安らぎの部屋」、③小集団での学習や活動を行う「集団で過ごす部屋」という3部屋が設置されている。このような、個々のニーズに合わせた支援提供が可能となるような取り組みが求められよう。

つまり、校外／校内適応指導教室の連携と校内適応指導教室における多様なニーズに応えられる仕組みづくりにより、校内適応指導教室が地域における不登校支援キャパシティ拡大の機能を有することとなる。

第2の機能は、児童生徒と学校とのつながりの維持である。校内適応指導教室には不登校状態となった児童生徒への支援に加えて、不登校傾向を示す児童生徒への不登校予防のための支援を提供する役割がある。登校している状態がすなわち教育を受ける権利が保障されている状態であるとは言えないことに注意する必要があるが、学校とのつながりを維持することにも一定の意義がある。例えば、加藤（2020）による分析結果では、不登校経験がある人の中でもひきこもり経験が重なる場合に、高校中退やニートを経験する割合が高くなることが示されている。日高（2012）による実践報告においても、校内適応指導教室での集団生活を通して、対人関係の範囲を家族以外に広めていったことにより、卒業後の継続的な通学・通勤につながっているのではないかと考察がなされている。つまり、学

校とつながり、支援を受けられる状態を保つことが義務教育段階終了後の状況により影響を及ぼすと考えられる。なお、こうした他者とのつながりは校外適応指導教室でも得られるが、校外適応指導教室のキャパシティの限界の問題を踏まえると、完全に不登校状態となった場合、必ずしも学校以外の場でその機会を得られるとは限らない。そうした意味において、学校の中に教室以外の選択肢があるということには、不登校等児童生徒の社会的自立を支える重要な意味があると考えられる。

第3の機能としては、教師の負担を軽減しながら援助機能を高めることが挙げられる。上記2つの機能は別室登校でも実現可能ではあるが、担当者に大きな負担がかかる。校内適応指導教室では、加配教員や補助員といった専属スタッフの配置がなされるため、兼務で教室運営をする場合に比べ、担任教師や養護教諭に負担を集中させることなく、学校や地域における不登校支援キャパシティの拡大や不登校予防のための支援が実現可能となると考えられる。

2. 今後の課題

本研究では、先行研究や実践報告、行政資料の分析を通して校内適応指導教室の機能について展望した。校内適応指導教室がこれらの機能を実際に有しているのか、また、果たしているのかについて今後検証していく必要がある。

加えて、校内適応指導教室の実践が従来の学校での学びのあり方を変革していく実践となる可能性もある。例えば、福岡市登校支援対策会議(2020)においては、個に応じた学習活動を展開することができるように配慮するため、個別に学習計画を作成して支援が行われることが明示されている。広島県教育委員会(2021)においても、「個に応じた支援」「学習支援等による不登校の未然防止」と示されている。したがって、多様な児童生徒が通う学校において個別最適な学びを実現するための重要な実践の1つとなり得る可能性がうかがえる。さらに、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台のタブレット端末等が配布される状況があることを踏まえると、今後、タブレット端末等を使用した校内適応指導教室からの授業参加等、様々な実践が展開されることが予想される。その点において校内適応指導教室の実践は、従来の教室で

授業を受けるか否かという2択ではなく、他の多様な選択肢を学校の中に作り出す実践として展開していく可能性がある。

最後に、文部科学省(2019a)によれば、適応指導教室未設置の理由のうち最も高い回答率を示したのは、「教育支援センターを運営する予算、場所の確保が困難なため」(36.5%)であった。学校の「余裕教室」等を使用する場合、施設の新設や公共・民間施設を借りる場合と比べ費用が抑えられることを考えると、今後、適応指導教室未設置地域での新設、さらには、既に校外適応指導教室を設置している地域における設置が検討される可能性がある。校内適応指導教室の機能に関する検討に加え、校内適応指導教室を設置する自治体・学校への調査から、学校内に設置されることにより生じる課題に対してどのような工夫や配慮がなされているのか、支援を充実させるためにはどのような点に留意する必要があるのかといった運用に関する点も検討していくことが求められる。

引用文献

- 千葉県子どもと親のサポートセンター 2018 学校不適応の子どもの支援の在り方—不登校対策推進校「支援教室」の効果的な運営を通して— 千葉県子どもと親のサポートセンター研究報告書第16号 千葉県教育委員会 2018 千葉県版不登校対策指導資料集 URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/siryousyuu.html> (2021年7月30日閲覧)
- 福岡市子ども総合相談センターえがお館 2021 適応指導教室 URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/egaokan/consultation/school/school02.html> (2021年7月27日閲覧)
- 福岡市教育委員会 2016 いじめ、不登校に関する相談 URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoikusodan/life/soudan01.html> (2021年7月30日閲覧)
- 福岡市登校支援対策会議 2020 福岡市の魅力ある学校づくりに向けて(報告書30) URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/77693/1/houkoku_syo0915.pdf?20200916090723 (2021年7月27日閲覧)
- 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 2021 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 URL <https://www.mext.go.jp/content/2021>

- 1006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf (2021年10月22日閲覧)
- 学校不適応対策調査研究協力者会議 1992 登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して— 文部省初等中等教育局 浜松市 2015 平成27年度当初予算の概要 主要事業(121) URL https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/budget/budget27/detail/d_121.html (2021年7月30日閲覧)
- 浜松市 2021 戦略計画2021基本方針の主要事業(5) URL https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/budget/budget03/budget03/j_005.html (2021年10月15日閲覧)
- 浜松市教育委員会 2019 浜松市教育委員会会議次第(平成31年度4月25日) URL https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/85007/190529kaigisiryou_4gatu.pdf (2021年10月15日閲覧)
- 日高なぎさ 2012 学校内適応指導教室設置についての活動報告(第1報)—実践内容と改善状況の報告— 学校メンタルヘルス, 15, 119-125.
- 樋口くみ子 2013 「教育支援センター(適応指導教室)」の四類型 独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター紀要, 2, 50-59.
- 樋口くみ子 2018 教育支援センターの支援の構築過程—四類型に着目して— 現代の社会病理, 33, 83-97.
- 広島県教育委員会 2021 スペシャルサポートルーム(SSR)での個に応じた支援 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku17/ssr03.html> (2021年7月29日閲覧)
- 保坂 享 2016 不登校 日本学校心理学会(編)学校心理学ハンドブック(第2版)—「チーム学校」の実現を目指して— 教育出版 180-181.
- 石隈利紀 1999 学校心理学 誠信書房
- 伊藤美奈子 2003 保健室登校の実態把握ならびに養護教諭の悩みと意識—スクールカウンセラーとの協働に注目して— 教育心理学研究, 51, 251-260.
- 加藤弘通 2020 第3部不登校経験と諸問題の関係—いじめ・ひきこもり・ニートとの関連から— 内閣府「子供・若者の意識に関する調査(令和元年度)」, 124-136. URL <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r01/pdf/s3.pdf> (2021年8月27日閲覧)
- 国立教育政策研究所 2012 不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A URL <https://www.nier.go.jp/shido/fqa/FutoukouQ&A.pdf> (2021年6月9日)
- 京都府教育委員会 2011 「別室登校」—別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方— URL http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=348 (2021年7月30日閲覧)
- 京都府教育委員会 2012 「別室登校Ⅱ」—教室復帰に効果的な関わり— URL http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=598 (2021年7月30日閲覧)
- Maeda, N. & Heyne, D. 2019 Rapid return for school refusal: A school-based approach applied with Japanese adolescents. *Frontiers in Psychology*, 10, 1-13.
- 文部科学省 2015 「教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査」結果 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/20/1416689_002.pdf (2021年6月9日閲覧)
- 文部科学省 2016 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm (2021年6月9日閲覧)
- 文部科学省 2017a 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf (2021年6月9日閲覧)
- 文部科学省 2017b 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(確定値)について URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2702.pdf (2021年7月30日閲覧)
- 文部科学省 2018a 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(確定値)について URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/10/1412082-28.pdf (2021年7月30日閲覧)

- 文部科学省 2018b 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-29.pdf (2021年7月30日閲覧)
- 文部科学省 2019a 「教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査」結果 URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/20/1416689_002.pdf (2021年6月9日閲覧)
- 文部科学省 2019b 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm (2021年6月9日閲覧)
- 文部科学省 2019c 平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について URL https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-30.pdf (2021年7月30日閲覧)
- 文部科学省 2020 令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について URL https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf (2021年6月9日閲覧)
- 諸戸美奈子・瀬戸美奈子 2015 校内適応指導教室のシステム構築—中学校の実践を通して— 三重大学教育学部教育実践総合センター紀要, 35, 143-148.
- 本山敬祐 2011 日本におけるフリースクール・教育支援センター(適応指導教室)の設置運営状況 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 60, 15-34.
- 小野昌彦 2017a 不登校の本質—不登校問題で悩める保護者の皆さんのために— 風間書房
- 小野昌彦 2017b 包括的支援アプローチを適用した中学生長期不登校の再登校行動の形成と維持—学校条件の変容が困難であった事例— 特殊教育学研究, 55, 37-46.
- 高木雄二 2021 教育相談コーディネーターによるコーディネーションのあり方についての研究—中学校校内適応指導教室に関わる支援者の力量向上を支えるツールの提供を通して— 福岡教育大学大学院教職実践専攻年報, 11, 277-284.
- 注1) 千葉県, 広島県, 浜松市それぞれの公立学校における校内適応指導教室の設置割合については, 学校基本調査の結果を基に筆者が算出した。
- 注2) 学校内外の限定がなされずに検討や指摘がされているものについては, 先行研究や資料における表記を尊重し, 適応指導教室と記す。

謝 辞

本研究はJSPS 科研費 JP21K13699 の助成を受けたものです。

The Functions of In-School Adaptation Assistance Classes in Supporting School Non-Attendance: Review of Literature and Administrative Materials

Shuko ESUMI (*Hamamatsu Gakuin University*)

This study examined the functions of in-school adaptation assistance classes in supporting students with non-attendance at school. As a result of the analysis of previous studies and administrative materials, it was found that in-school adaptation assistance classes may contribute to the resolution of issues such as regional disparities in guidance classes offered outside of school. In addition, it was suggested that there is a difference between in-school adaptation assistance classes and separate classes. This implies that the Board of Education and other organizations could ensure assisting students who do not attend school or who show a tendency not to attend school can receive support at school, rather than leaving it to individual school's efforts. From these results, three functions of in-school adaptation assistance classes were derived: (1) to expand the capacity of local communities to support students with non-attendance at school, (2) to maintain the connection between students and schools, and (3) to improve support for school non-attending students in schools while reducing the burden on teachers. Finally, the necessity of surveying local governments and schools that implement in-school adaptation assistance classes was pointed out.

Key words: school non-attendance, educational support centers, adaptation assistance classes, in-school adaptation assistance classes, attending in separate classes

(2021年9月1日受稿：2021年11月21日受理)